

経済産業省

20250602資第1号
令和7年6月13日

経済産業大臣

特定開発者の募集に係る実施要項

鉱業法（昭和25年法律第289号）第38条第1項の規定に基づき指定した特定区域について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり特定開発者の募集に係る実施要項を定める。

記

1. 特定区域の所在地
海域：新潟県上越市沖
2. 特定区域の面積
8,624,706アール
3. 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
 - (1) 設定する鉱業権の種類
試掘権
 - (2) 目的とする特定鉱物の名称
石油・可燃性天然ガス
4. 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
 - (1) 特定開発者の募集を開始する日
令和7年6月13日
 - (2) 募集の期間
令和7年12月12日まで（募集最終日の17時までには必着のこと）

5. 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間

1年

6. 特定開発者を選定するための評価の基準

下記の評価の基準に従って、事業計画書について評価を行う。

評価項目	評価基準	事業計画書該当箇所	
1.掘採計画	① 特定区域の地質状況の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 適切なデータに基づき、信頼性の高い地質解釈・プロスペクト及びプレイの抽出・資源量評価がされているか プロスペクト、プレイが複数ある場合に優先順位が適切に付けられているか 掘削計画を遂行する上での技術的な課題を的確に認識しているか 掘削ハザードの可能性について言及があるか 	7. 探査の実績及び探査で得られた情報を踏まえた鉱床の評価
	② 掘採作業の量及び質	<ul style="list-style-type: none"> 適切な地質解釈・資源量評価に基づく実現性 成功可能性の高い探鉱計画であるか 新規（追加）に行う物探計画の有無 技術的な課題への対処 掘削ハザードへの対処 	2. 掘採の方法
	③ 試掘に至るまでの期間	より早期に探鉱活動を実施・完了できる計画であるか（許可後6月以内に着手し、確実に実施される計画になっているか）	1. 期間中の掘採計画
2.資金計画	① 資金の額	計画された掘採方法に必要な十分な費用をかけられるか	3. 掘採を行うための資金計画
	② 資金調達方法	資金調達が可能であることがその根拠とともに示されているか	3. 掘採を行うための資金計画
3.実施体制	① 技術能力・人数・構成	<ul style="list-style-type: none"> 事業を遂行する上で適切な技術能力・技術者・人数・体制が確保されているか 補完する外部リソースの利用があればその体制が示されているか 	4. 掘採を行うための体制

	②管理体制の内容	安全及び環境保全も含めた管理体制（管理システム、組織計画、レビュー等）となっているか	4. 掘採を行うための体制
4. 予想される鉱害の範囲と対応	①鉱害の想定	鉱床の特定に応じて、適切に鉱害の範囲及び態様が予想されているか	5. 予想される鉱害の範囲及び態様
	②鉱害防止のための対応	鉱害防止のために必要な措置を適切に行う計画となっているか	5. 予想される鉱害の範囲及び態様
5. 掘削実績	掘削実績	法人及び主たる技術者に類似の実績、実務経験があり、計画を実施できる技術力があるか	6. 目的とする特定鉱物に関する掘採の実績
6. 事業実施後の展開	試掘後の展開	・掘削が成功を収めた際又は失敗した際どのようなアクションを取ることを想定しているか ・開発計画の想定	10. その他必要な事項

7. その他

(1) 申請書類

- ① 特定鉱物を目的とする鉱業権の設定の申請書（鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）様式第13の1）
- ② 事業計画書（同様式第13の2）
- ③ 区域図（同様式第26）

※ それぞれ原則としてA4版にて、①及び②については各1部、③については4部を片面印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて申請書類の中に折り込むこと。

※ 上記提出物について、可能な限りMINEシステムにより、電子申請で行い、手数料は電子納付により行うこと。ただし、③の区域図については別途郵送により提出すること。

※ 電子申請が難しい場合は、郵送又は持ち込みによる提出も可能とするが、その場合でも電子媒体を電子メールにより提出すること。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とすること（これに抛りがたい場合は、資源エネルギー庁資源・燃料部政策課まで申し出ること。）。

※ 郵送又は持ち込みによる申請の場合、申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（その収入印紙には、消印をしないこ

と。)

※ 申請者に対し、鉱業法第39条第4項の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、事業の設備に関する設計書の提出を命ずる場合がある。

※ 2人以上による共同申請の場合、うち1人を代表者と定め、その旨の届出書を添付すること。

(2) 添付書類

- ① 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本国法人であることを証する書面
 - ② 事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類
 - ③ 申請人が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款並びに役員の履歴書
 - ④ 主たる技術者の履歴書
 - ⑤ 鉱物の掘採に係る体制を記載した書面
 - ⑥ 法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ⑦ 鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類
- ※各1部提出すること。

(3) 申請書類の提出方法、提出先及び連絡先

- ① 提出方法：[MINE システム](#)による電子申請（郵送又は持ち込みによる申請も可能）
- ② 提出先： 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課
住所：〒100-8931
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
担当：檜尾、定松
- ③ 連絡先： 電話番号：03-3501-2773
電子メールアドレス：bz1-mining@meti.go.jp

(4) その他留意事項

- ① 電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。申請書類に不備がある場合は不受理とする。
- ② 募集の期間を過ぎての提出は受け付けない。郵送の場合配達の日で期間

内に届かない場合があるため、期限に余裕をもって送付すること。

- ③ 提出された申請書類は特定開発者の選定に関する審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮して取扱う。ただし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるため了承の上で申請すること。
- ④ 不受理の場合を除き申請書類は返却しない。
- ⑤ 必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ⑥ 申請者は申請の際、その申請内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として申請書に含めることができる（その際、申請書本文と添付資料の対応関係がわかるようにする。）。
- ⑦ 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課からの連絡を取れるよう、申請書には連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。
- ⑧ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールで資源エネルギー庁資源・燃料部政策課宛てに提出すること。なお、回答に1～2週間程度要する場合があるので、十分に余裕をもって提出すること。
- ⑨ 申請書類に対して補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

(別紙)

質問状

氏名又は名称	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
質問者	
質問に関連する文書名及び頁	
質問内容	